

千葉県多様性が尊重され 誰もが活躍できる社会の形成の 推進に関する条例

(令和6年1月1日施行)

私たちの社会には
年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、
性的指向・性自認など**様々な違い**が存在します

こうした多様な立場の人を尊重することは
様々な人が抱える**生きづらさの解消**につながり、
社会の**活力や創造性**の向上に効果を発揮します

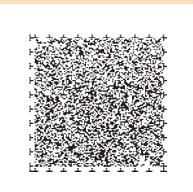
千葉県は
一人ひとりが**様々な違い**がある個人として尊重され、
誰もが参加し、その人らしく活躍できる社会の
実現を目指します



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

多様性尊重条例 千葉県

検索



問い合わせ先 千葉県総合企画部多様性社会推進課企画調整室

多様性尊重条例の概要

目的(条例第1条)

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進すること

基本理念(条例第2条)

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力や創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下、行われること

県の取組(条例第3条、第4条、第6条、第7条)



Q 県は

どんな取組をするの?



A 県行政のあらゆる分野で

取組の充実を図ります

令和
6年度の
主な取組

普及啓発

- 多様性尊重に関する普及啓発
- 男女共同参画普及啓発イベントの開催 等

相談・支援

- 困難な問題を抱える女性への支援
- LGBTQに関する相談窓口の開設 等

人材育成

- 学び直し(リカレント教育)の推進
- 外国籍の子どもの日本語学習の支援 等

環境整備

- 県立高校へのエレベーターの設置
- 中小企業における外国人材の活用支援 等

県民等の役割(条例第5条)



Q 私たちは

何をすればいいの?

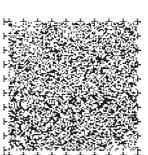


A それぞれができる範囲で、

取り組んでみてください

取組内容として、例えば、

- 自分と異なる人の意見を聞いてみる
- パラスポーツイベントに参加してみる
- 相手の立場や状況を想像してみる などが考えられます



音声コード